

○議長（土井裕美子君） 順番13、18番 中本さん。

〔18番（中本正人君）登壇〕

○18番（中本正人君） それでは、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。

今回は2項目についてお伺いしたいと思います。

まず、1項目めとしまして、郷土資料館、あさもよし歴史館についてお伺いしたいと思います。

郷土資料館は杉村公園内に昭和49年に開館、あさもよし歴史館は西部児童館、西部教育集会場として建設された建物を利用して、平成18年にオープンしました。

両館は橋本市の歴史を伝える意味で重要な施設であります。郷土資料館は建設されて47年、あさもよし歴史館は44年が経過し、老朽化が進んでいます。

私は平成30年9月定例会において両館について質問しました。答弁としまして、「両館は本来一つの施設であるべきものでありますが、2館を統合して新たに建設することは、建設場所や財政状況を見たときに不可能であります。今後については既存の公共施設を利用することを第一に考え、2館を統合して開設できる移転先を検討していきたい」とのことでした。

当局としてこの2館の統合、移転先をどのように考えているのか伺いたい。

2項目めとしまして、橋本市の空き家についてお伺いします。

全国の住宅数は、住宅・土地統計調査によりますと約6,242万戸、そのうち空き家数は846万戸とされています。前回の調査では、空き家数は820万戸でした。

別荘などの二次的住宅を除いた都道府県別の空き家率の上位については、第3位が18.4%で鹿児島県、第2位が18.6%で徳島県、そして、第1位が和歌山県で18.8%と、全国で最も空き家率が高いのが和歌山県です。

また、空き家率が最も低いのは9.7%の沖縄県、2位は10.0%の埼玉県となっています。

全国の自治体にとって、空き家は人口減少につながる大きな問題であり、橋本市にとりましても同じです。

本市としまして、この現状をどのように考えているのか伺いたい。

明快なる答弁をお願いいたします。

○議長（土井裕美子君） 18番 中本さんの質問項目1、郷土資料館、あさもよし歴史館に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君） 郷土資料館、あさもよし歴史館についてお答えします。

郷土資料館、あさもよし歴史館については、本来一つの施設であるべきとの考えから、平成29年2月策定の公共施設等総合管理計画・個別方針編において統合の方針となっており、検討を進めてきたところです。

令和元年度に入ってから、教育委員会内に、所管課である生涯学習課に教育総務課、学校教育課を加えた郷土資料館・あさもよし歴史館統合検討会議を立ち上げ、より能率的かつ具体的に協議を進めているところです。

当検討会議においては、現在稼働中であるか否かを問わず、また、過去の検討で移転候補から外れた施設の再検証も含め、検討を進めてきました。

現郷土資料館は、南海高野線沿線でアクセ

スがよいことに加え、公園内の豊かな緑や遊具もあることから、市内小学校はもちろんのこと、市外小学校等からも多くの児童等に校外学習や遠足で利用されています。

また、隣接する松林壮との相互利用も多い状況なども踏まえ、検討会議としては、杉村公園内での立地を第一とする方針を持って検討を進めています。

続いて、同公園内への新設か公園内の既設施設の活用の検討を行ったところですが、平成30年9月市議会定例会の一般質問で答弁したとおり、建設用地及び財源の確保の面から、新設は断念せざるを得ないと考えており、現在、既存施設の活用で検討を進めているところです。

移転・統合の時期については、移転先施設の改修にかかる費用の算出を行い、市としての方針を決定していく予定ですので、現時点で明らかな時期を示すことはできません。

なお、方針決定や施設改修を行った後、速やかに移転できるよう、所蔵品整理の効率を上げるため、令和2年4月から、あさもよし歴史館を休館する予定です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん、再質問ありますか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）明快なる答弁をいただきまして、ありがとうございます。

私も1年半前に続いて2回目の質問となりますけれども、実は私、先月、本当に天候が悪いところ、今にも雨が降ってきそうな天候だったので、郷土資料館の雨もりはどうなったのかなということで、私、郷土資料館へ行きました。

そして、2階へ上がったところ、1年半前には床面に何個となくバケツが置かれていました。それが一つもないんですね。本当にきれいに整理整頓されていました。

あ、雨もりが直ったのかなと私は思って職員さんに聞きますと、雨もりは直っていないと。じゃ、どうしたんですかと言ったら、床面から天井裏へバケツを移動したと。そうしたら、もし雨が降ってバケツがいっぱいになったらどうするんですかと言えば、新しいものと交換しますと。何と、そんなことできるのかなと思いますし、逆に私は、開館日であればそれもまだ可能ですわね。しかし、夜に、また、休館日に雨が降ったときにどうするのかなと。

それは床面であっても天井裏であっても一緒ですけども、これはもう少し橋本市の歴史を伝統とする両館をもっと真剣に、真剣に考えていただいておりますけれども、もっと大事にしてほしいなということで、今回が第2回目の質問となったわけです。

しかし、今、教育長の答弁を聞いていても、やはり、本当に前向きな答弁であると思います。

そういう中で、まず、郷土資料館については、やはり南海高野線沿線のアクセスのいい、そして、緑豊かなと言うんですか、遊具もあるという中で、杉村公園内の施設を第一に考えているということも聞きましたし、第2案として、やはり、1年半前にも聞きましたけれども、既存の施設を利用して考えるということも聞きました。

そして、あさもよし歴史館もこの4月から休館ですよ。それは私も聞いていました。何で休館になるのかなと思っていましたら、休館して、移転先が決まれば速やかに利用できるように、あさもよし歴史館の所蔵品を整理したいということですよ。それも私は聞いて、本当に前向きに考えてくれているんだなということも考えました。

そして、最終的に、私もちらっと聞いたんですけれども、できたら移転完了ですか、これ

は答弁の中にはなかったと思うんですけども、できたら何か令和6年度までにとこの話も私もちらっと聞いていまして、これだけ言ってもらえるんだしたら、私はもう再質問はないなというふうにも考えていました。もしこれ、再質問がないとするならば、私、17年間の議員生活の中で初めての出来事です。

しかし、これも困ったというよりもううれしい出来事ですので、それはいいとしまして、一つ要望というんですか、再質問を私することはないんです、先ほどの答弁を聞いていまして。ほとんどのことを今、答弁の中で言ってもらいましたので、私は再質問をしようと考えていたことを全て答えてもらったというふうに思いますので。

その中で、私一つだけ要望したいというんですか、お願いしたいことは、移転完了時期。この時期を、先ほども言いましたように、老朽化した両館、本市の歴史を伝える大切な両館をなるべく早く移転完了できるようにお願いできないかなということをお望みしたい。

そういう中で、この要望に対して、もし答えてもらえるのであれば答えていただければと思いますし、もし答えていただくことがなければ、私はこの項目について、終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）しっかり要望をお聞きして、それに応えられるように自分たち頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）どうぞよろしくお願いたします。終わります。

○議長（土井裕美子君）1項目目が終わりました。

続いて、次に、質問項目2、空き家に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（奈良雅木君）登壇〕

○建設部長（奈良雅木君）橋本市の空き家についてお答えします。

全国的に大きな問題となっている空き家問題については、全国でも一番空き家率が高い県であるからこそ、県下の各市町村が積極的に空き家対策を推進するとともに、他の都道府県、市町村の模範となれるような先駆的な取り組みに挑戦していく必要があると考えております。

国の空家法が施行されたのが平成27年5月ですが、本市において、同年4月より庁内職員による空家等対策検討委員会を設置し、市の空き家対策の方針の検討、空き家等対策計画の策定を行ってきました。

平成28年度には計画に基づき、市内全域の空き家等の実態調査を実施しており、把握した空き家等のうち、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすような特定空家等については、所有者または相続人を調査し、適切に管理するよう助言文書の送付を行っており、悪影響の度合いの高いものについては、法に基づく指導や勧告を行っています。

なお、平成29年度には、通学路に面する2階建て木造住宅が倒壊のおそれがある危険な状態でしたが、建物所有者が死亡しているだけでなく、相続人全員が相続放棄をしていたことから、県内初となる除却の略式代執行を実施しています。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん、再質問ありますか。

18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございました。ただ今の答弁を聞かせていただきまして、私、本当に気持ちのいい答弁をいただいたと中身は思っています。

といたしますのは、今、答弁にもありました

ように、空き家対策について、他の都道府県、また、市町村の模範となるような取り組みを、先駆的な取り組みに挑戦していかなくてはいけないという、本当にすばらしい、心強い答弁をいただいたなと思っております。

その辺、私は期待しておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

さて、ここでちょっとお伺ひしたいんですけども、まず、はじめに、本市において空き家件数は何件あるのか。

そして、二点目として、周囲に迷惑をかける空き家のケースはあるのか。あれば何件あるのかということ。

そして、三点目としまして、迷惑をかけている空き家に対して、どのような対応をしているのかということをお聞きしたいと思います。

この三点をお願いします。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）お答えいたします。

本年1月末時点ですが、現状で把握している空き家は1,379件ございます。そのうち特定空家、これが592件、また、そのうちでも周辺に悪影響を及ぼす可能性がある空き家が233件でございます。

そして、これらの空き家に対して、今まで助言文書というのを送付しております。その累計が294件ございまして、そのうちで、改善が確認できたものが70件ございます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。

まず、私が感じたのは、空き家件数は私もう少しあるのかなと思っておりました。これで、私もこれを質問するにあたって、自分の住んでいる周囲を、また、区内をちょっと調べてみました。

私の班でまず言いますと、私の班は17戸あ

ります。そのうち8戸が空き家となっております。そういうことからずっと考えますと、約ですけども、確かな数字ではありませんけど、うちの岸上区内でも、やはり空き家は50件前後あるのじゃないのかなと思います。

そうすれば、橋本市全体を見たら、もう少しあるのかなと思っていましたけども、1,379件ですか。案外少ないんだなと、これはうれしいんですけども、案外少ないんだなというふうに感じました。

その中で、一点目をお聞きしたいのは、文書通告したのが294件ですか。そのうち改善されたのは70件ということ。約4分の1しか改善されていないということ。

改善されていないあと4分の3について、当局はどのように考えているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）未改善の物件のうち、特に危険度や切迫性の度合いが高いものは10件程度ございます。

これについては法に基づく指導や勧告を行います。これは単純に文書送付を行うだけでは効果が薄いので、電話連絡や訪問なども必要に応じて行っています。

また、周辺に悪影響の度合いの低い残りの物件についても、放置していても何の解決には至りませんので、状態を改善していない特定空家等の全ての所有者、相続人に対して、定期的に文書送付を行っており、さまざまなアプローチを重ねることにより状態改善に至る物件もありますし、また、文書送付により、所有者の死亡や、売買により所有者が変更している等の情報も得ることができております。以上でございます。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）よろしくお願ひしたいと思います。特に、事故のない、けがのない

ように、やはりできるだけ早く改善できるように努力していただきたいということをお願いしておきます。

さて、話は変わりますけども、ここでお伺いしたいのは、空き家の中にも再利用できる空き家があると思います。そういうことについて、空き家の所有者に対してどのような働きかけをしているのか。それが一点。

そして、その空き家の所有者に対して支援する制度というのがあるのかということ。

二点、お伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）所有者をサポートする取り組みを二点説明させていただきます。

一点目は、和歌山県の空き家バンク制度です。所有者が売買や貸し出しをする希望がある場合に、市と県のホームページにて空き家の情報を公開することで、活用希望者を探す制度です。

登録の受付を私ども建築住宅課で行い、活用希望者の現地案内などを経済推進部のセミナー推進課で行っております。

これまでに60件の登録申請がありまして、28件が賃貸または売買の成約に至っております。

次に、二点目ですけども、これはセミナーや相談会の開催による啓発でございます。セミナーは所有者への適切な管理や活用を促す内容、空き家の問題解決事例の紹介を行い、個別相談で、解体、売却、賃貸、相続など所有者の意向に合わせたさまざまな相談を受けております。

平成27年度から毎年実施しておりまして、本年度で5年目を迎えるわけですが、これまでに142名がセミナーに参加していただきまして、65件の個別相談等を受けております。

以上でございます。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。あらゆる努力をしていただいているというのがよくわかりました。これからも所有者のために相談に乗ってあげていただきたいということを要望しておきたいと思います。

それで、ここでお伺いしたいのは、空き家対策を進める中で、固定資産税の情報の内部利用をする制度があると思うんです。そこで、空き家の所有者の中で、固定資産税を滞納している人はいるのか。いてるのであれば、どのぐらいいるのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）固定資産税の課税のために把握している情報につきましては、本来は地方税法第22条の守秘義務により、市職員であっても税務部局以外の職員が内部利用できない情報です。

空家法第10条第1項の規定に基づきまして、空家法の施行に必要な場合に限り空き家対策部局による内部利用が認めておられます。

これによりまして納税義務者の情報を把握し、所有者調査に役立てることはできますが、あくまでも氏名や住所などに限定されておりまして、課税額や納税額というのは税務部局以外の職員は把握できるものではございません。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）私、今の答弁聞いてまして、どうしても納得できない、理解できないというふうに私個人は考えます。

ただ今、部長の言うたとおり、やはり地方税法ですか、第22条かな、その中に守秘義務があるということを知りましたが、私は納税額や課税額を聞いているのではないんです。ただ、空き家の所有者の中で滞納者がいるのかいてないのかというところを聞いたか

ったんですけども、それもできないと。

国民として、また、市民として、納税するのは責務でしょう。その人たちが、私は名前も聞こうとは思っていません。ただ、いてるのかいてないのかということかなぜ答えられないのかなど、私、何か理解に苦しむんですけども、それも税法上言えないということですよ。これ私だけかなあと思うんですけども。

しかし、これはいくら話したところで、言えないものは言えないとしか返ってこないと思いますので、もう私これ以上は言いませんけども、何か納得しにくいというのか、いうふうに感じます。

しかし、これはいくら言っても仕方ありませんからやめますけれども、そこで、もういっぺん気分を新たに、次の質問をお伺いしたいと思います。

まず、1回目の答弁の中で、先駆的な取り組みに挑戦したいということがありましたよね。その中で、どのような取り組みを考えているのか、また、新たな考え方はあるのかということについて、お伺いしたいと思います。

○議長（土井裕美子君）建設部長。

○建設部長（奈良雅木君）そうしたら、来年度から施行を予定しております新たな制度、二点について紹介させていただきます。

まず、一点目として、土地と建物の所有者が異なるもの、土地が建築基準法上の接道要件を満たさないものや面積の狭いものについては、問題解決が特に困難であると考えております。

そのような物件につきましては、建物所有者から購入して、または同意を得て、その空き家を除却しようとする方に限りまして、特定の条件を満たす場合に除却費用の最大60万円助成する制度を4月から実施します。

次に、二点目として、既に相続放棄されて

いる空き家についても、相続財産管理人選定制度というのを活用して流通させるために、市独自の空き家バンク制度を構築し、物件の購入希望者をあらかじめ募集していきたいと考えています。

この二点については新規に要綱を制定しておりますので、詳細については本議会の経済建設委員会のほうで詳細説明させていただく予定でございます。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さん。

○18番（中本正人君）ありがとうございます。確かによく頑張っていたいただいているということはよくわかりました。

空き家対策というのは全国的な問題であって、難しい問題だと思います。しかし、私はやはり市民の方が、いつも言うように、橋本市に住みたい、住み続けたいというふうになってほしいなというふうに考えるわけです。

そういう中で私ちょっと調べてみたら、やっぱり空き家イコール人口減少につながると思います。そこで、市民税を見たときに、合併した当時の市民税と平成30年の市民税、これは個人市民税ですね、を見たときに、金額として3億2,000万円からの減収になっていると思います。私の見たところでは。

しかし、我々の住むこの橋本市というのは、商工業、農林業のまちでもありませんし、強いて言うならば住宅のまちでもでしょう。その住宅のまちで、税収が、市税のある税収が3億円から減収になれば、それは大きいですよ。それは市長がいつも言われるように、財政が厳しい厳しい、もうそれはわからんでもないです。これもいたし方ないこと。

そやから、先ほども言いましたように、やはり市民の方に、住みたい、住み続けたいというまちになっていただきますよう、今以上、一層の努力をしていただきたいということ

申し上げます、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（土井裕美子君）18番 中本さんの一

般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時40分 休憩）